

JA DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

2025

JA八王子



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	4
事業の概況	6
社会的責任と貢献活動	10
リスク管理の状況	12
自己資本の状況	15
事業のご案内	16
各種手数料	22
貸借対照表	25
損益計算書	27
注記表	29
剰余金処分計算書	51
部門別損益計算書	52
財務諸表の正確性等にかかる確認	54
会計監査人の監査	54
損益の状況	55
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	56
信用事業	58
共済事業	69
経済事業	71
経営諸指標	73
自己資本の充実の状況	74
役員等の報酬体系	98
当組合の組織	99
沿革・歩み	102
用語解説	104

JA TOKYO DISCLOSURE

2025

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域の皆さまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー（Disclosure）とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としています。JAは各事業を通じて組合員・地域の皆さまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域の皆さまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

皆さまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域の皆さまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域の皆さまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA八王子へのご理解が一層深まることを願っています。

-
- * 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 - * 本冊子については、JA八王子の決算期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の情報について掲載しております。
 - * 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
 - * 金額については、0円の場合は「－」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

令和6年度の日本経済は、コロナ禍の影響から脱した後、企業の収益が過去最高水準で推移し、堅調さを維持するなど回復基調で推移しました。一方で、不安定な世界情勢や円安の影響などから資源価格や原材料価格は高騰しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

国内農業を取り巻く情勢は、地震や温暖化による異常気象、農業従事者の減少による担い手不足や耕地面積の減少など、依然として厳しい状況にあります。また、このような環境下で、「私たちの国で消費する食べものは、できるだけこの国で生産する」というJAグループが提唱する「国消国産」の重要性が改めて多くの方に認識されてきています。

こうした状況のなか、当組合では自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げており、3ヵ年計画・農業振興計画「組合員・JA・地域が紡ぐ知恵と創造と協同の輪」において、『持続可能な東京農業の確立』・『持続可能な組織基盤の確立』・『不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立』・『都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現』という基本方針の下、継続して取り組み施策を実践してまいりました。

主な事業毎の取り組みとして、指導事業につきましては、TAC（ふれあい係）による出向く体制の充実を図り、生産者への支援を行うとともに、組合員の営農に有益な情報提供に取り組みました。また、生産者が行う市内小学校でのイベント支援や、市内小学生を対象とした「京王線で行く親子食農体験ツアー」を開催するなど、食農教育活動にも積極的に取り組みました。

購買事業につきましては、農業生産コスト低減に寄与するために、競合店価格調査や仕入業者の選定及び交渉等に継続的に取り組むなど、組合員・地域利用者への生産資材、生活物資の安定供給に努めましたが、購買品取扱高は計画達成には至りませんでした。

販売事業につきましては、ふれあい市場・園芸センターの両直売所を地域に密着した地産地消の販売拠点として強化を図り、各種イベント開催により来店客の増加に努めました。また、学校給食への新鮮で安全・安心な地場産農産物の安定供給に努め、販売品取扱高は計画達成いたしました。

信用事業につきましては、組合員・利用者の多様化するニーズに対応するため「課題解決型相談業務の強化」に注力いたしました。また、出向く体制の強化をはじめ、後継者等との関係構築強化、地域への金融仲介機能の発揮など、信頼され選ばれる金融機関を目指した事業展開を図りましたが、貯金の計画達成には至りませんでした。貸出金については、ローンセンターの専門性を発揮した相談に継続的に取り組み、住宅ローンや小口ローン、農業者への金融支援として「農業サポートローン」を取り扱い、計画達成いたしました。

共済事業につきましては、「組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供」の実践に向け契約者への訪問活動の継続的な強化とライフプランに応じた保障・サービスの提供に取り組み、計画達成いたしました。

また、店舗再編計画の一環として、由木支店新店舗が竣工し、併せて長年に亘り地域の皆様にご利用いただきました経済センター由木店を廃止し、経済センターへ移管が完了いたしました。このように店舗再構築を進めて事業環境が大きく変化するなか、信用事業をはじめ複数の事業において事業総利益の計画を達成したことにより、令和6年度当期剰余金につきましては、年度計画を上回る実績を挙げることができました。

これも偏に組合員並びに利用者皆さま方のご理解とご協力のおかげと深く感謝申し上げます。

八王子市農業協同組合

代表理事組合長 田中 和敏

JA八王子の経営理念

1. JA八王子は、協同と相互扶助の精神を貫き、組合員に水準の高いサービスと技術を提供することによって、“貢献”することをめざす。
2. JA八王子は、人と自然・環境との調和をはかり、食文化と経済活動を基本として地域社会との“共存共栄”をめざす。
3. JA八王子は、組合員及び職員の生きがい、やりがい、働きがいに通じる“ビジョン実現型”の経営を推進することをめざす。



JA八王子3カ年計画・農業振興計画

JA八王子は令和4年度から、八王子の農業における課題やJAを取り巻く情勢等を踏まえ、これまで取り組んできた自己改革の継続性・定着性を前提に、JA八王子3カ年計画・農業振興計画「組合員・JA・地域が紡ぐ 知恵と創造と協同の輪」を策定、実践しております。

「持続可能な東京農業の確立」・「持続可能な組織基盤の確立」・「不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立」・「都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現」の4つの基本方針を基軸とし、持続可能な東京農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでおります。



金融商品の勧誘方針

八王子市農業協同組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

八王子市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

八王子市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつくまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本的方針

八王子市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

事業の概況

令和6年度は、3ヵ年計画・農業振興計画「組合員・JA・地域が紡ぐ知恵と創造と協同の輪」の最終年度を迎え、計画期間の集大成として、『持続可能な東京農業の確立』・『持続可能な組織基盤の確立』・『不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立』・『都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現』という基本方針の下、継続して取り組み施策を実践し、当期剰余金につきましては、年度計画を上回る実績を挙げることができました。

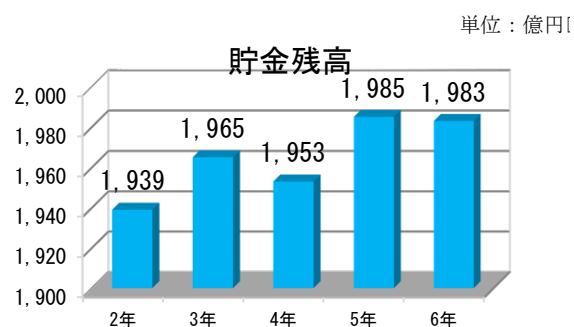
①指導事業

TAC（ふれあい係）による出向く体制の充実を図り、生産者への支援を行うとともに、組合員の営農に有益な情報提供に取り組みました。また、生産者が行う市内小学校でのイベント支援や、市内小学生を対象とした「京王線で行く親子食農体験ツアー」を開催するなど、食農教育活動にも積極的に取り組みました。

②信用事業

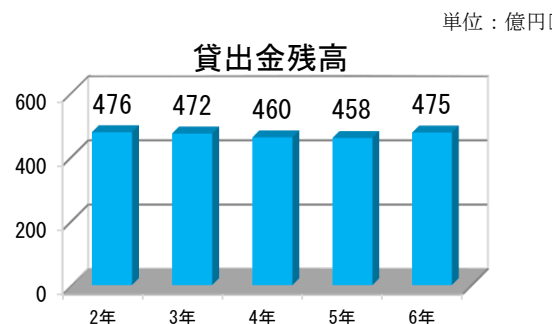
◇貯金

組合員・利用者の多様化するニーズに対応するため「課題解決型相談業務の強化」に注力いたしました。また、出向く体制の強化をはじめ、後継者等との関係構築強化、地域への金融仲介機能の発揮など、信頼され選ばれる金融機関を目指した事業展開を図りました。貯金残高は1,983億324万円（計画対比99.9%）となりました。



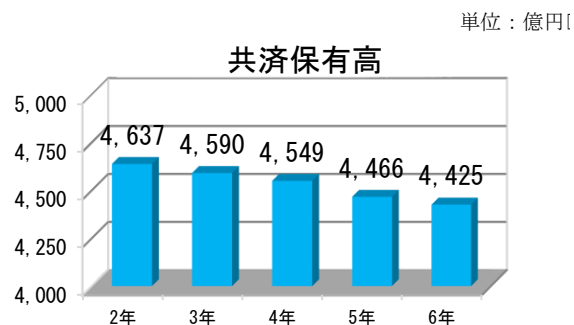
◇貸出金

ローンセンターの専門性を発揮した相談に継続的に取り組み、住宅ローンや小口ローン、農業者への金融支援として「農業サポートローン」を取り扱い、貸出金残高は475億2,577万円（計画対比101.2%）と計画達成いたしました。



③共済事業

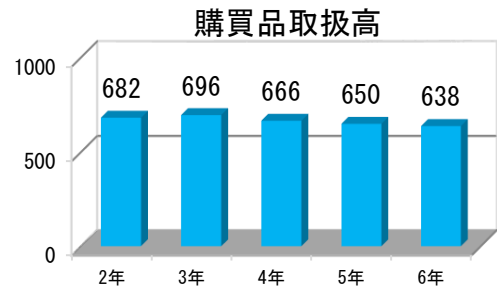
「組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供」の実践に向け契約者への訪問活動の継続的な強化とライフプランに応じた保障・サービスの提供に取り組み、共済保有高は4,425億4,732万円（計画対比102.3%）と計画達成いたしました。



④購買事業

農業生産コスト低減に寄与するために、競合店価格調査や仕入業者の選定及び交渉等に継続的に取り組むなど、組合員・地域利用者への生産資材、生活物資の安定供給に努めました。購買品取扱高は6億3,888万円（計画対比98.2%）となりました。

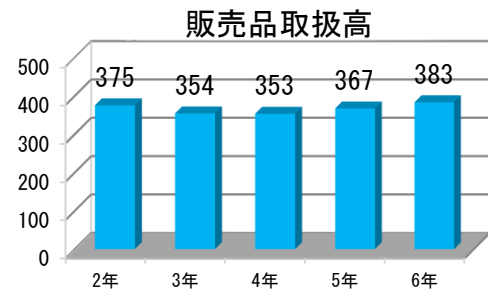
単位：百万円



⑤販売事業

ふれあい市場・園芸センターの両直売所を地域に密着した地産地消の販売拠点として強化を図り、各種イベント開催により来店客の増加に努めました。また、学校給食への新鮮で安全・安心な地場産農産物の安定供給に努め、販売品取扱高は3億8,301万円（計画対比106.6%）と計画達成いたしました。

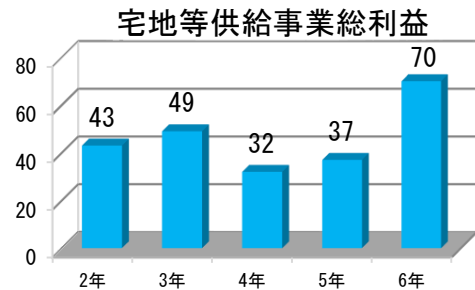
単位：百万円



⑥宅地等供給事業

都市農地保全・所有地の有効活用・土地売却において組合員の立場に立ち、有益な情報提供をすることで組合員の資産保全に努め、宅地等供給事業総利益は7,082万円（計画対比191.4%）と計画達成いたしました。

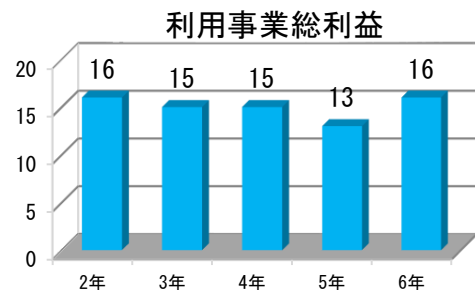
単位：百万円



⑦利用事業

組合員および地域の皆さまの意向や想いに寄り添った葬儀の施行、農作業の効率化や省力化を目的とした農機の貸出に取り組み、利用事業総利益は1,693万円（計画対比120.9%）と計画達成いたしました。

単位：百万円



トピックス

◇令和6年度 主な事業経過概要

年 月 日	名 称	事 項
令和6年		
4月20日～21日	第48回春のJA植木市	場所：富士森公園
5月19日	JA八王子感謝の集い	「丘みどり」ショー
6月6日	宮中新嘗祭献穀御田植祭	場所：加住高月地区
6月26日	第38回通常総代会	場所：J:COMホール八王子
8月17日～18日	パッションフルーツ生産組合イベント	昭島アウトドアヴィレッジ
9月2日	青壮年部 出前授業	場所：渋谷区立鳩森小学校
10月19日～20日	第37回秋のJA植木市	場所：富士森公園
10月27日	青壮年部 味わいフェスタ	場所：東京国際フォーラム地上広場
11月9日～10日	第38回JA八王子農業祭	場所：富士森公園
11月21日	新嘗祭奉納野菜宝船制作	場所：明治神宮
12月5日	資産管理部会 法律・税務相談会	場所：JA八王子本店
12月7日	女性部によるフレッシュミズ講習会	「親子でハンドメイド教室」クリスマスカード作り
12月11日～15日	酪農部会 搾乳体験	場所：市内小学校 3校、北野・長沼子供会
令和7年		
1月23日	資産管理部会 講演会	「笑って！楽しく！今どきの農家相続事情」
2月15日	植木部会 刈払機安全講習受講	場所：コマツ教育所 東京センター

宮中新嘗祭献穀御田植祭



市内高月町の水田で執り行われた御田植祭

第38回通常総代会



J:COMホール八王子で開催された通常総代会

第38回JA八王子農業祭



農業祭にて野菜の宝分け

第37回秋のJA植木市



市内の植木・花卉生産者によるJA植木市

農業振興活動

営農指導の強化

TACによる出向く体制の充実を図り、地域農業を担う「担い手」へ訪問活動を実施いたしました。訪問活動により、担い手との信頼関係を構築するとともに、営農支援による満足度向上を図りました。



TACによる組合員訪問

組合員に対する生産資材価格の優遇

支部、部会回覧において肥料・農薬を特別価格で販売し、組合員の皆さまに肥料8,613袋、農薬品1,222品をご購入いただきました。



特別価格での販売を実施

学校給食への出荷支援

地場産農作物の販路拡大を支援し、管内生産者の農業所得増大に取り組みました。また、行政との学校給食への出荷調整を実施し、安定供給に努めました。



生産者が参加した給食センターでの「給食試食会」

職員による生産者への人的支援実施

JA自己改革で掲げる農業生産の拡大に向けた労働力確保の支援策を実施いたしました。圃場片付け・苗定植作業・米穀検査等、営農部門に限らず一般職員から管理職まで延べ69名の職員が作業支援を行いました。



職員によるナス共販グループの圃場片付け支援

各生産組合及び生産者の支援

JA八王子パッションフルーツ生産組合による昭島市モリタウンでのイベント支援及び販売支援を継続的に実施いたしました。



パッションフルーツジャム



パッションフルーツ果汁入り飲料



昭島市モリタウンでのパッションフルーツイベント支援

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

当ＪＡは八王子市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

1 地域からの資金調達の状況

■貯金・定期積金残高

組合員をはじめ、利用者の皆さまからお預りした貯金の残高は下記の通りとなっております。

◇組合員	1,646億5,854万円
◇その他	336億4,470万円
合 計	1,983億324万円

2 地域への資金供給の状況

■貸出金残高

組合員をはじめ、利用者の皆さまへの貸出金の残高は下記の通りとなっております。

◇組合員	414億890万円
◇その他	61億1,686万円
合 計	475億2,577万円

3 文化的・社会的貢献に関する事項

- 移動直売車「旬菜号」の運行 市内の住宅地等で地場産農畜産物を販売
- 学校給食への八王子産米の提供
- 搾乳体験、親子農業体験等農業体験事業の実施
- 八王子市・農地バンクと連携した未利用農地の賃借支援
- 市内小学校で学童農園の開催
- 農家への職員による人的支援の実施(圃場片付け、苗定植作業、米穀検査等)
- 広報誌、ホームページ、SNSによる情報発信

4 地域密着型金融への取り組み

- 年間を通して年金、税務、ローン相談会を実施
- ＪＡで年金振込をされている利用者の皆さまを対象に、旅行やグラウンドゴルフ大会等イベントを開催
- 八王子農産物と地域の皆さまを繋ぐ商品「収穫体験付定期貯金(さつまいも)」を販売
- 教育・自動車・住宅・農業など地域の生活に関連する各種ローン商品を販売
- 安心できる地域社会づくりのため「ひと・いえ・くらし」のバランスの取れた共済の普及活動を実施、また、組合員・利用者の皆さまの満足度向上のためフォロー活動(3Q訪問活動)を実施

5 経営者保証に関する取組方針

○経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

（１）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

（１）農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

（１）経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び経営会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客さま相談室」を設置しています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 本店リスク管理課（電話：042-666-6511）

※受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、22.46%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

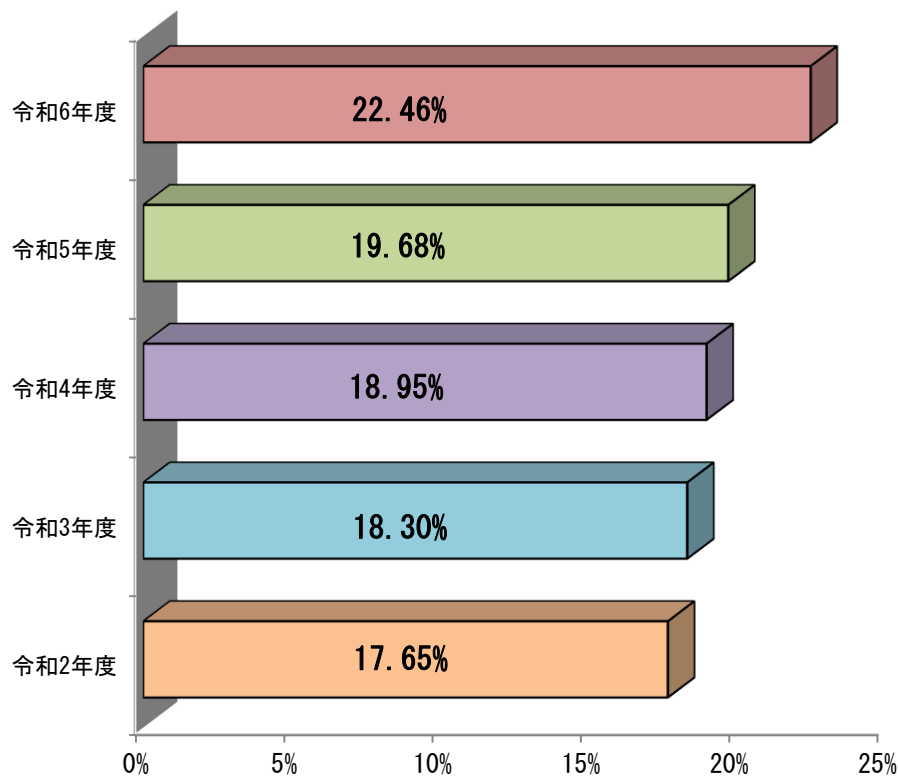
当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によって調達しております。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	八王子市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	911百万円(前年度916百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは、地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

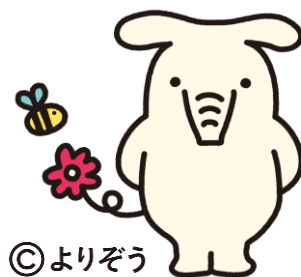
信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆さまに大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆さまに信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆さまの大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
ス ー パ ー 定 期 貯 金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自 由 金 利 型 定 期 貯 金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変 動 金 利 定 期 貯 金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客さまの預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期 日 指 定 定 期 貯 金	個人のお客さまにご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積 立 式 定 期 貯 金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客さまのニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定 期 積 金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



融資業務

組合員や地域の皆さまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆さまに必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワイドカードローン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、JAのATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
営 農 支 援 ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いをしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

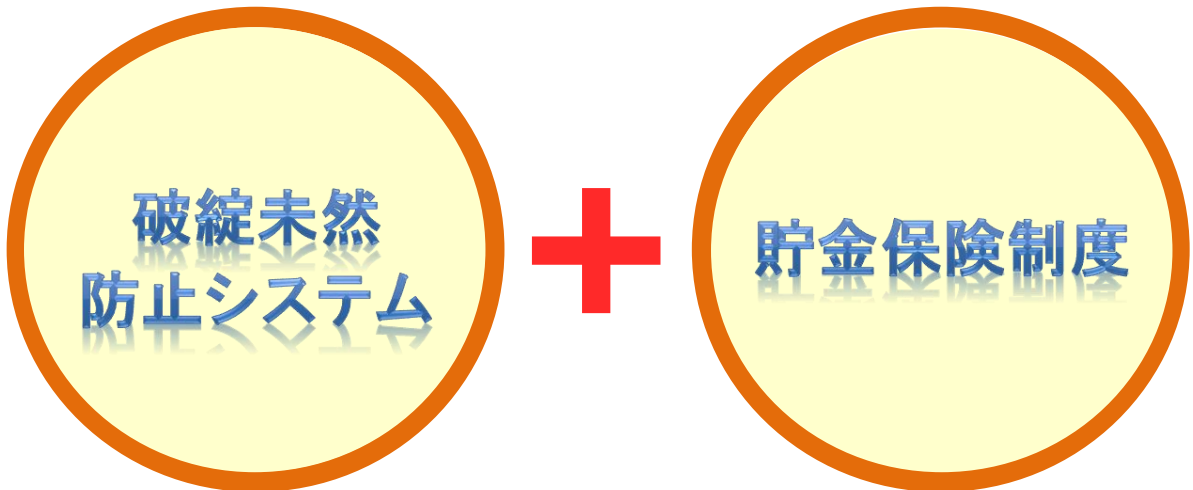
個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしています。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投 資 信 託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

ＪＡバンク・セーフティネット

ＪＡバンクでは、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。

これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安全をお届けしています。



ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡなどの経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のＪＡなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」などを活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

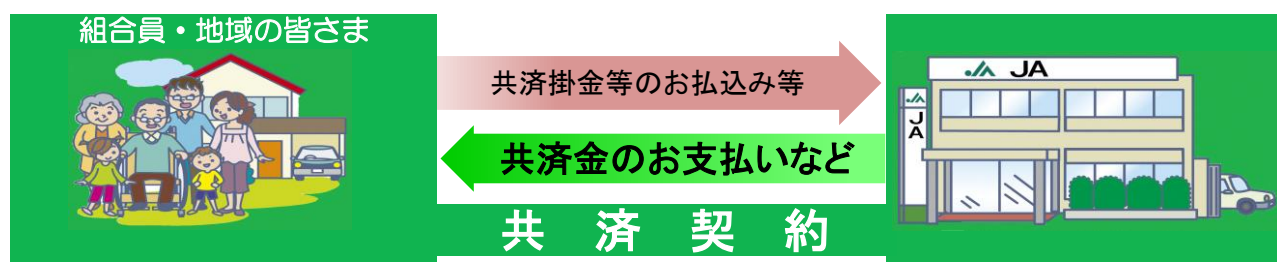
「貯金保険制度」は、ＪＡ・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、ＪＡが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆さまの暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆さま一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種 類	特 徴
終 身 共 済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養 老 生 命 共 済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定 期 生 命 共 済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。
生存給付特約付一時払 終 身 共 済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
こ ど も 共 済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
が ん 共 済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

3 経済事業

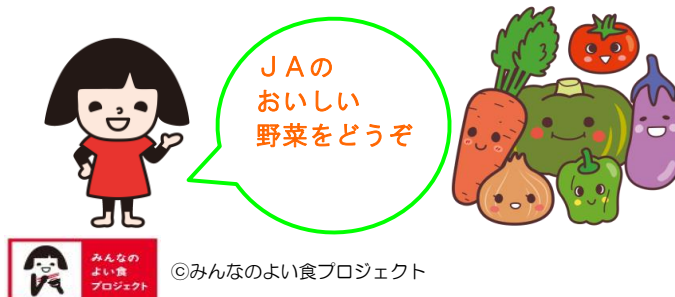
経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆さまの暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、直営の直売施設である「ふれあい市場」「園芸センター」では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆さまへ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

組合員の皆さまの大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。

不動産仲介業務・アパート管理なども行っており、地域の皆さまに良好な環境と質の高い賃貸住宅を提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただきます。

5 利用事業

組合員や地域の皆さまに安心してご利用いただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただきます。

また、年中無休24時間体制でご家族の方の万ーに応えられる体制を整えています。

6 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆さま方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和7年3月31日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種 類		同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込手数料	文書扱い	1万円未満1件につき		330円
		1万円以上3万円未満1件につき		440円
		3万円以上1件につき		660円
	電信扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	220円
		3万円以上1件につき	無料	440円
	A T M 扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円
		3万円以上1件につき	無料	330円
	インターネット扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円
		3万円以上1件につき	無料	220円
送金手数料	普通扱い	1件につき		
	電信扱い	1件につき	440円	660円

手形・小切手取立等手数料

種 類	手数料
代金取立	
普通扱い	1通につき 990円
至急扱い	1通につき 1,100円
その他	
送金・振込の組戻料	1件につき 660円
取立手形の組戻料	1通につき 1,100円
不渡手形の返却料	1通につき 1,100円
取立手形の店頭呈示料 (※)	1通につき 1,100円
離島回金手数料	無料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
当座小切手 (50枚)	5,500円
約束手形 (25枚)	5,500円
為替手形 (25枚)	5,500円
専用手形 (1枚)	770円
自己宛小切手 (1枚)	770円

当座貯金開設手数料

種 類	手数料
当座貯金	無料
マル専当座貯金	無料

硬貨・紙幣両替の受入出金手数料 (当組合に口座をお持ちのお客さま)

	両 替 金 受 入	・ 出 金	枚 数
1件あたりのお取引枚数	100枚まで	101枚~500枚まで	501枚~1,000枚まで
手 数 料	無料	880円	1,100円
			2,200円

※ 1,001枚以上は1,000枚毎に1,100円を加算

硬貨・紙幣両替の受入出金手数料 (上記以外のお客さま)

	両 替 金 受 入	・ 出 金	枚 数
1件あたりのお取引枚数	100枚まで	101枚~500枚まで	501枚~1,000枚まで
手 数 料	550円	880円	1,100円
			2,200円

※ 1,001枚以上は1,000枚毎に1,100円を加算

大量硬貨・大量紙幣の受入出金手数料

	受入・出金手数料		
1件あたりのお取引枚数	1～500枚まで	501枚～1,000枚まで	1,001枚～
手 数 料	無料	550円	1,100円

※1,001枚以上は500枚毎に550円を加算

（注）組合員および貯金残高1,000万円以上の取引先は無料といたします。また、口座への入金のほか、振込や納税、各種料金の収納、定期貯金等の取扱いも硬貨・紙幣の枚数に応じて手数料が必要になります。現金の払い戻しの際に金種、新券を指定される場合も含まれます。

その他の手数料

種 類	手 数 料
残高証明書（貯金）	1,100円
相続貯金等評価額証明書	1,100円
取引履歴明細（1口座毎）	
過去10年分まで（年間につき）	1,100円
通帳・証書再発行	550円
ＩＣキャッシュカードの再発行	1,100円

融資関係手数料

種 類	手 数 料
融資証明書発行	3,300円
残高証明書発行	1,100円
取引履歴証明書発行手数料（年間につき）	1,100円
不動産担保事務手数料	
新規（住宅ローンを除く）	33,000円
担保差替	33,000円
担保一部抹消	5,500円
担保抹消同行（市内）	3,300円
担保抹消同行（市外）	11,000円
条件変更（手形貸付・貯金担保貸付を除く）	5,500円
繰上償還（住宅ローンを除く各種ローン）（定期貯金担保）	
一部繰上	3,300円
全額償還	3,300円
繰上償還（変動金利適用中）（住宅ローン※1）（一般資金および住宅資金）	
一部繰上	3,300円
全額償還	11,000円
繰上償還（固定金利適用中）（住宅ローン※1）（一般資金および住宅資金）	
一部繰上	11,000円
全額償還	33,000円
繰上償還（JA住宅ローン・提携住宅ローン）	
一部繰上（I B利用は無料）	11,000円
全額償還	33,000円
I Bによる一部繰上返済（残高の90%まで）	
住宅資金 100,000円以上	無 料
生活資金 10,000円以上	無 料
事務取扱手数料	
JA住宅ローン・提携住宅ローン	33,000円
スピードローン	5,500円
ジャックスローン	5,500円
ニコスローン	5,500円
賃貸住宅リフォームローン	5,500円
貯金担保貸出	5,500円
カードローン開設	無 料
用紙交付（手形・証書）	無 料

※1 JA住宅ローン・提携住宅ローンは除く

金庫利用手数料

種 類	手 数 料
貸金庫	
小型	15,840円
大型	28,512円

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	203,382,443	201,282,412
(1) 現金	529,600	493,910
(2) 預金	134,751,665	131,562,036
系統預金	134,751,423	131,561,635
系統外預金	242	400
(3) 有価証券	22,214,154	21,690,190
国債	12,619,433	11,213,468
地方債	4,177,551	3,890,442
政府保証債	386,010	355,810
社債	4,186,660	5,773,630
受益証券	844,500	456,840
(4) 貸出金	45,894,582	47,525,774
(5) その他の信用事業資産	181,772	181,177
未収収益	125,561	153,657
その他の資産	56,211	27,520
(6) 貸倒引当金	△189,331	△170,677
2. 共済事業資産	2,409	8,548
(1) その他の共済事業資産	2,409	8,548
3. 経済事業資産	73,319	63,945
(1) 経済事業未収金	44,954	36,599
(2) 棚卸資産	25,440	24,424
購買品	23,593	22,452
その他の棚卸資産	1,846	1,971
(3) その他の経済事業資産	2,924	2,924
(4) 貸倒引当金	-	△3
4. 雑資産	156,220	163,703
(1) 雑資産	156,220	163,703
5. 固定資産	1,532,265	1,739,038
(1) 有形固定資産	1,505,783	1,715,214
建物	1,498,100	1,828,925
機械装置	4,450	4,450
土地	956,530	891,411
建設仮勘定	12,700	-
その他の有形固定資産	438,892	471,458
減価償却累計額	△1,404,890	△1,481,031
(2) 無形固定資産	26,482	23,823
その他の無形固定資産	26,482	23,823
6. 外部出資	7,878,620	7,932,720
(1) 外部出資	7,878,620	7,932,720
系統出資	7,697,080	7,751,180
系統外出資	181,540	181,540
7. 繰延税金資産	463,142	1,007,635
資産の部合計	213,488,421	212,198,003

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業負債	198,673,855	198,427,991
（1）貯金	198,593,078	198,303,241
（2）その他の信用事業負債	80,776	124,749
未払費用	13,690	65,532
その他の負債	67,086	59,217
2. 共済事業負債	507,532	552,327
（1）共済資金	248,186	286,222
（2）未経過共済付加収入	254,391	257,312
（3）共済未払費用	3,129	5,855
（4）その他の共済事業負債	1,824	2,936
3. 経済事業負債	56,568	53,031
（1）経済事業未払金	47,422	44,880
（2）経済受託債務	9,145	8,151
4. 雑負債	185,478	237,441
（1）未払法人税等	42,532	30,141
（2）資産除去債務	67,161	67,229
（3）その他の負債	75,785	140,070
5. 諸引当金	268,029	279,034
（1）賞与引当金	109,198	115,960
（2）退職給付引当金	144,398	142,813
（3）役員退職慰労引当金	14,432	20,260
負債の部合計	199,691,463	199,549,826
・純資産の部		
1. 組合員資本	14,608,686	14,792,988
（1）出資金	916,285	911,920
（2）資本準備金	8,753	8,753
（3）利益剰余金	13,694,152	13,882,533
利益準備金	1,851,622	1,851,622
その他の利益剰余金	11,842,530	12,030,911
目的積立金	900,000	1,200,000
特別積立金	10,125,000	10,125,000
当期末処分剰余金	817,530	705,911
（うち当期剰余金）	(357,527)	(270,355)
（4）処分未済持分	△10,504	△10,218
2. 評価・換算差額等	△811,728	△2,144,811
（1）その他有価証券評価差額金	△811,728	△2,144,811
純資産の部合計	13,796,957	12,648,177
負債及び純資産の部合計	213,488,421	212,198,003

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	2,315,889	2,251,856
事業収益	2,734,449	2,841,960
事業費用	418,560	590,103
(1) 信用事業収益	1,700,386	1,730,420
資金運用収益	1,531,252	1,581,342
(うち預金利息)	(520,226)	(544,032)
(うち有価証券利息)	(213,167)	(240,056)
(うち貸出金利息)	(547,809)	(581,059)
(うちその他受入利息)	(250,048)	(216,194)
役務取引等収益	46,392	49,110
その他事業直接収益	38,630	43,714
その他経常収益	84,111	56,252
(2) 信用事業費用	158,463	301,508
資金調達費用	14,792	137,780
(うち貯金利息)	(14,730)	(137,716)
(うち給付補填備金繰入)	(61)	(63)
(うちその他支払利息)	-	-
役務取引等費用	12,343	13,487
その他事業直接費用	58,260	80,480
その他経常費用	73,066	69,761
(うち貸倒引当金戻入益)	(△9,249)	(△18,654)
信用事業総利益	1,541,923	1,428,911
(3) 共済事業収益	669,743	690,331
共済付加収入	632,830	640,466
その他の収益	36,913	49,865
(4) 共済事業費用	19,111	22,827
共済推進費	10,132	13,752
その他の費用	8,979	9,075
共済事業総利益	650,632	667,503
(5) 購買事業収益	228,435	227,430
購買品供給高	186,456	186,525
購買手数料	37,559	37,081
その他の収益	4,419	3,823
(6) 購買事業費用	156,529	155,879
購買品供給原価	154,126	153,491
購買品供給費	538	670
その他の費用	1,864	1,717
(うち貸倒引当金戻入益)	(△4)	(3)
購買事業総利益	71,905	71,550
(7) 販売事業収益	72,358	91,447
販売品販売高	54,490	74,756
販売手数料	17,160	16,110
その他の収益	707	580
(8) 販売事業費用	45,992	63,545
販売品販売原価	45,593	53,313
その他の費用	399	231
販売事業総利益	26,366	27,902

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 利用事業収益	13,683	17,244
(10) 利用事業費用	213	312
利用事業総利益	13,469	16,931
(11) 宅地等供給事業収益	37,580	71,088
(12) 宅地等供給事業費用	404	265
宅地等供給事業総利益	37,176	70,823
(13) 指導事業収入	12,261	13,996
(14) 指導事業支出	37,845	45,763
指導事業収支差額	△25,584	△31,767
2. 事業管理費	1,978,617	2,054,653
(1) 人件費	1,431,312	1,481,658
(2) 業務費	201,177	212,187
(3) 諸税負担金	95,004	94,743
(4) 施設費	245,950	263,214
(5) その他事業管理費	5,171	2,848
事業利益	337,271	197,203
3. 事業外収益	133,014	139,107
(1) 受取出資配当金	121,636	123,963
(2) 雑収入	11,377	15,144
4. 事業外費用	202	59
(1) 寄付金	12	20
(2) 雑損失	189	39
経常利益	470,083	336,251
5. 特別利益	-	3,266
(1) 固定資産処分益	-	3,266
6. 特別損失	32,796	11,374
(1) 固定資産処分損	32,796	11,374
税引前当期利益	437,287	328,143
法人税・住民税及び事業税	68,488	56,312
法人税等調整額	11,270	1,475
法人税等合計	79,759	57,788
当期剰余金	357,527	270,355
当期首繰越剰余金	460,002	435,556
当期末処分剰余金	817,530	705,911

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- ② その他の棚卸資産
 - (イ) 買取販売品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (ロ) 買取販売品以外 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産のうち購買品及び買取販売品に係る評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用していましたが、当事業年度より総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。

この評価方法の変更は、当事業年度に新たな業務システム（経済システム）を導入したことを契機として、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであり、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来に亘り総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 170,680千円（＊１）

（＊１） 貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,007,696千円 （繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は42,451千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	42,451千円
----	----------

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、7,918千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。

また、定期預金 1,500,000千円を為替決済の担保に供しているほか、定期預金 500千円を公金事務取扱いに関する担保に供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	191,854千円
-------------------	-----------

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は231,349千円、危険債権額は354,833千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は586,182千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券と投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び経営会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,647,794千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	131,562,036	131,268,728	△ 293,307
有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	201,780	1,780
其他有価証券	21,490,190	21,490,190	-
貸出金	47,525,774		
貸倒引当金（※1）	△ 170,677		
貸倒引当金控除後	47,355,097	47,283,121	△ 71,975
資産計	200,607,324	200,243,820	△ 363,503
貯金	198,303,241	198,015,582	△ 287,659
負債計	198,303,241	198,015,582	△ 287,659

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資 産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券のうち、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表されている相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるなどの重要な制限がないことから基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,932,720

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	131,562,036	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	200,000	-	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	15,549	9,999	9,999	509,999	766,839	23,150,304
貸出金(*1,2)	3,458,064	3,003,510	2,869,560	2,749,371	2,591,958	31,976,348
合計	135,035,650	3,013,510	3,079,559	3,259,371	3,358,798	55,126,653

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 72,207千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 876,960千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	192,742,313	2,377,237	2,422,407	247,299	513,983	-
合計	192,742,313	2,377,237	2,422,407	247,299	513,983	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	200,000	201,780	1,780
	小 計	200,000	201,780	1,780
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		200,000	201,780	1,780

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	299,610	297,565	2,044
	地方債	807,980	799,723	8,256
	政府保証債	100,720	99,958	761
	社債	-	-	-
	受益証券	-	-	-
	小 計	1,208,310	1,197,247	11,062
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	10,913,858	12,807,546	△ 1,893,688
	地方債	2,882,462	3,095,852	△ 213,389
	政府保証債	255,090	299,820	△ 44,730
	社債	5,773,630	6,494,924	△ 721,294
	受益証券	456,840	600,000	△ 143,160
	小 計	20,281,880	23,298,144	△ 3,016,263
合 計		21,490,190	24,495,391	△ 3,005,200

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,242,235	43,714	-
地方債			
受益証券	317,920	-	82,080
合 計	1,560,155	43,714	82,080

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当JAの給付額983,461千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	144,398 千円
退職給付費用	24,201 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 18,703 千円
退職給付の支払額	△ 7,084 千円
期末における退職給付引当金	142,813 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	741,938 千円
確定給付企業年金制度	△ 599,125 千円
未積立退職給付債務	142,813 千円
退職給付引当金	142,813 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	24,201 千円
特定退職金共済制度への拠出金	52,778 千円
臨時に支払った割増退職金	1,935 千円
合 計	78,916 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,489千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は114,784千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,249
退職給付引当金	40,853
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	3,618
未払法人事業所税	884
賞与引当金	32,376
賞与引当金未払保険料	5,237
役員退職慰労引当金	5,800
指導支出中否認額	3,624
減損損失	3,122
減価償却限度超過額	25,279
資産除去債務	18,850
未払費用	18,175
敷金評価損	5,087
その他有価証券評価差額金	860,388
その他	363
繰延税金資産小計	1,031,912
評価性引当額	△ 24,216
繰延税金資産合計 (A)	1,007,696
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	△ 61
繰延税金負債合計 (B)	△ 61
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	1,007,635

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.61 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.27 %
住民税均等割等	0.16 %
評価性引当額の増減	△ 1.02 %
事業分量配当金	△ 5.27 %
税率変更による影響	△ 0.42 %
その他	△ 0.10 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.61 %

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を27.92%から28.63%に変更し計算しています。

その結果、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債控除後)は22,712千円、その他有価証券評価差額金は21,336千円それぞれ増加し、法人税等調整額は1,375千円減少しています。

IX. 収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。また、店舗の一部について不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、計上時から支出までの見込期間は3年から21年、割引率は0%から2.195%を採用しています。なお、耐用年数を経過している物件に関しては見積額全額を計上しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	67,161 千円
時の経過による調整額	68 千円
期末残高	<u>67,229 千円</u>

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

② その他の有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② その他の棚卸資産

(イ) 買取販売品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(ロ) 買取販売品以外 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 189,331千円（＊１）

（＊１） 貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 468,290千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は42,451千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	42,451千円
----	----------

2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、8,713千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。

また、定期預金 1,500,000千円を為替決済の担保に供しているほか、定期預金 500千円を公金事務取扱いに関する担保に供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 41,573千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は226,841千円、危険債権額は312,205千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及びに貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は539,047千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券と投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営会議を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び経営会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が913,735千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	134,751,665	134,677,420	△ 74,244
有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	207,280	7,280
其他有価証券	22,014,154	22,014,154	-
貸出金	45,894,582		
貸倒引当金（＊１）	△ 189,331		
貸倒引当金控除後	45,705,250	45,918,722	213,471
資産計	202,671,070	202,817,577	146,507
貯金	198,593,078	198,520,081	△ 72,997
負債計	198,593,078	198,520,081	△ 72,997

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資 産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表されている相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるなどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,878,620

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	134,751,665	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	200,000	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	15,549	9,999	9,999	9,999	209,999	22,815,904
貸出金(*1,2)	3,628,638	3,142,889	2,959,871	2,811,629	2,680,350	30,350,211
合計	3,644,188	3,152,889	2,969,871	3,021,629	2,890,350	53,166,115

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 75,034千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 320,990千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	193,824,592	2,191,894	1,935,239	392,299	249,052	-
合計	193,824,592	2,191,894	1,935,239	392,299	249,052	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	200,000	207,280	7,280
	小 計	200,000	207,280	7,280
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		200,000	207,280	7,280

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,688,390	1,594,425	93,964
	地方債	2,733,710	2,599,686	134,023
	政府保証債	107,070	99,953	7,116
	社債	407,380	400,000	7,380
	受益証券	-	-	-
	小 計	4,936,550	4,694,064	242,485
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	10,931,043	11,727,806	△ 796,763
	地方債	1,243,841	1,316,952	△ 73,110
	政府保証債	278,940	299,806	△ 20,866
	社債	3,779,280	4,101,674	△ 322,394
	受益証券	844,500	1,000,000	△ 155,500
	小 計	17,077,604	18,446,239	△ 1,368,634
合 計		22,014,154	23,140,304	△ 1,126,149

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	325,517	25,517	-
地方債	413,113	13,113	-
受益証券	340,940	-	59,060
合 計	1,079,570	38,630	59,060

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当JAの給付額961,330千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	204,581 千円
退職給付費用	△ 12,842 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 18,863 千円
退職給付の支払額	△ 28,476 千円
期末における退職給付引当金	144,398 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	719,553 千円
確定給付企業年金制度	△ 575,154 千円
未積立退職給付債務	144,398 千円
退職給付引当金	144,398 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	△ 12,842 千円
特定退職金共済制度への拠出金	56,260 千円
臨時に支払った割増退職金	4,985 千円
合 計	48,402 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,115千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は125,580千円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,629
退職給付引当金	40,316
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	4,406
未払法人事業所税	891
賞与引当金	30,488
賞与引当金未払保険料	4,944
役員退職慰労引当金	4,029
指導支出中否認額	4,694
減損損失	34,768
減価償却限度超過額	17,278
資産除去債務	18,751
敷金評価損	5,304
その他有価証券評価差額金	314,420
その他	332
繰延税金資産小計	495,256
評価性引当額	△ 26,965
繰延税金資産合計 (A)	468,290
繰延税金負債	
有形固定資産 (資産除去債務)	△ 5,147
繰延税金負債合計 (B)	△ 5,147
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	463,142

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.49 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.88 %
住民税均等割等	0.12 %
評価性引当額の増減	△ 3.18 %
事業分量配当金	△ 4.10 %
その他	△ 0.13 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.24 %

VIII. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅷ. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。また、店舗の一部について不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、計上時から支出までの見込期間は3年から21年、割引率は0%から2.195%を採用しています。なお、耐用年数を経過している物件に関しては見積額全額を計上しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	67,093 千円
時の経過による調整額	67 千円
期末残高	67,161 千円

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和5年度	令和6年度
	令和5年6月28日総代会承認	令和6年6月26日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	817,530	705,911
任意積立金取崩額	-	-
剰余金処分数額 (B)	381,973	288,832
資本準備金	-	-
利益準備金	-	-
任意積立金	300,000	200,000
事業基盤強靱化積立金	(300,000)	(200,000)
特別積立金	(-)	(-)
出資配当金	17,780	26,890
(出資配当率)	(2.00%)	(3.00%)
事業分量配当金	64,192	61,941
次期繰越剰余金 (A-B)	435,556	417,078

(注1) 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分		令和5年度		令和6年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯 金	定期貯金平均残高の0.12%の割合です。但し、金利上乘せ定期貯金・すこやか定期貯金・担保定期貯金・貸越定期貯金・据置定期貯金は除きます。	64,192	定期貯金平均残高の0.12%の割合です。但し、金利上乘せ定期貯金・担保定期貯金・貸越定期貯金・据置定期貯金は除きます。	61,941
事業分量配当金合計			64,192		61,941

(注2) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額14,000千円が含まれています。

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
繰越額	18,000	14,000

部門別損益計算書

◇ 令和6年度

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	2,841,960	1,730,420	690,331	224,426	182,785	13,996	
事業費用 ②	590,103	301,508	22,827	158,813	61,189	45,763	
事業総利益 (①－②) ③	2,251,856	1,428,911	667,503	65,612	121,595	△31,767	
事業管理費 ④	2,054,653	1,130,270	485,423	166,036	144,681	128,242	
(うち減価償却費 ⑤)	111,985	68,897	27,585	6,074	4,153	5,273	
(うち人件費 ⑤')	(1,481,658)	(741,319)	(384,130)	(135,243)	(117,389)	(103,576)	
※うち共通管理費 ⑥		268,898	106,235	24,796	28,634	18,555	△447,120
(うち減価償却費 ⑦)		(6,057)	(2,393)	(558)	(645)	(417)	(△10,071)
(うち人件費 ⑦')		(172,068)	(67,980)	(15,867)	(18,323)	(11,873)	(△286,113)
事業利益 (③－④) ⑧	197,203	298,641	182,080	△100,423	△23,085	△160,009	
事業外収益 ⑨	139,107	83,659	33,052	7,714	8,908	5,772	
※うち共通分⑩		83,659	33,052	7,714	8,908	5,772	△139,107
事業外費用 ⑪	59	35	14	3	3	2	
※うち共通分⑫		35	14	3	3	2	△59
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	336,251	382,265	215,118	△92,712	△14,180	△154,239	
特別利益 ⑭	3,266	1,964	776	181	209	135	
※うち共通分⑮		1,964	776	181	209	135	△3,266
特別損失 ⑯	11,374	6,840	2,702	630	728	472	
※うち共通分⑰		6,840	2,702	630	728	472	△11,374
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	328,143	377,388	213,191	△93,161	△14,699	△154,575	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		98,773	38,844	7,852	9,104	△154,575	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	328,143	278,614	174,346	△101,014	△23,804		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・利用等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・葬祭・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理日割、事業利益割の平均値

(2) 営農指導事業

管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理日割、事業利益割の平均値（営農指導部門を除く）

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	60.15%	23.76%	5.54%	6.40%	4.15%	100.00%
営農指導事業	63.90%	25.13%	5.08%	5.89%		100.00%

◇ 令和5年度

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理 費等
事業収益 ①	2,734,449	1,700,386	669,743	192,026	160,031	12,261	
事業費用 ②	418,560	158,463	19,111	131,006	72,133	37,845	
事業総利益 (①－②)	2,315,889	1,541,923	650,632	61,019	87,898	△25,584	
事業管理費 ④	1,978,617	1,079,069	485,383	148,246	140,578	125,339	
(うち減価償却費 ⑤)	104,802	59,893	28,714	6,300	5,038	4,854	
(うち人件費 ⑤')	(1,431,312)	(707,808)	(389,613)	(118,934)	(113,128)	(101,827)	
※うち共通管理費 ⑥		227,338	89,130	19,041	21,794	15,625	△372,931
(うち減価償却費 ⑦)		(3,507)	(1,375)	(293)	(336)	(241)	(△5,754)
(うち人件費 ⑦')		(140,847)	(55,220)	(11,796)	(13,502)	(9,680)	(△231,048)
事業利益 (③－④)	337,271	462,853	165,249	△87,226	△52,680	△150,924	
事業外収益 ⑨	133,014	81,085	31,790	6,791	7,773	5,573	
※うち共通分⑩		81,085	31,790	6,791	7,773	5,573	△133,014
事業外費用 ⑪	202	123	48	10	11	8	
※うち共通分⑫		123	48	10	11	8	△202
経常利益 (⑧＋⑨－⑪)	470,083	543,815	196,991	△80,445	△44,918	△145,359	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	32,796	19,992	7,838	1,674	1,916	1,374	
※うち共通分⑰		19,992	7,838	1,674	1,916	1,374	△32,796
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯)	437,287	523,823	189,153	△82,120	△46,835	△146,733	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		94,687	37,035	7,028	7,982	△146,733	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑬－⑲)	437,287	429,136	152,117	△89,148	△54,817		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・利用等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・葬祭・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理日割、事業利益割の平均値

(2) 営農指導事業

管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理日割、事業利益割の平均値（営農指導部門を除く）

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	60.97%	23.90%	5.10%	5.84%	4.19%	100.00%
営農指導事業	64.53%	25.24%	4.79%	5.44%		100.00%

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 7 月 3 0 日

八王子市農業協同組合

代表理事組合長 **田中 和敏**

会計監査人の監査

令和 5 年度及び令和 6 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 3 7 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	3,293	2,746	2,822	2,732	2,841
信用事業収益	1,553	1,585	1,736	1,700	1,730
共済事業収益	748	759	707	669	690
購買事業収益	686	244	246	228	227
販売事業収益	93	81	74	72	91
その他事業収益	213	77	59	63	102
経常利益	316	498	580	470	336
当期剰余金	232	351	480	357	270
出資金	922	919	905	916	911
(出資口数)	(922,708)	(919,423)	(905,127)	(916,285)	(911,920)
純資産額	14,293	14,306	14,085	13,796	12,648
総資産額	209,967	212,536	210,730	213,488	212,198
貯金等残高	193,996	196,511	195,354	198,593	198,303
貸出金残高	47,638	47,290	46,016	45,894	47,525
有価証券残高	14,825	16,729	18,353	22,214	21,690
剰余金配当金額	85	85	83	81	87
出資配当額	18	18	17	17	26
事業利用分量配当額	67	67	66	64	61
職員数	200	193	182	176	181
単体自己資本比率	17.65%	18.30%	18.95%	19.68%	22.46%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取扱は行っておりません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収益	1,531,252	1,581,342	50,090
役務取引等収益	46,392	49,110	2,718
その他事業直接収益	38,630	43,714	5,084
その他経常収益	84,111	56,252	△27,859
計	1,700,385	1,730,418	30,033
資金調達費用	14,792	137,780	122,988
役務取引等費用	12,343	13,487	1,144
その他事業直接費用	58,260	80,480	22,220
その他経常費用	73,066	69,761	△3,305
計	158,461	301,508	143,047
資金運用収支	1,516,460	1,443,562	△72,898
役務取引等収支	34,049	35,623	1,574
その他信用事業収支	△8,585	△50,275	△41,690
信用事業粗利益	1,530,879	1,442,419	△88,460
(信用事業粗利益率)	0.76%	0.70%	△0.05%
事業粗利益	2,395,683	2,346,083	△49,600
(事業粗利益率)	1.13%	1.10%	-0.03%
事業純益	417,066	291,430	△125,636
実質事業純益	417,066	291,430	△125,636
コア事業純益	436,696	328,196	△108,500
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	436,696	328,196	△108,500

(注) 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く。)-信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用
+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

実質事業純益＝事業純益+一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

コア事業純益＝実質事業純益-国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	201,739	1,531	0.75%	204,246	1,581	0.77%
うち預金	133,497	770	0.57%	133,553	760	0.56%
うち有価証券	22,259	213	0.95%	23,958	240	1.00%
うち貸出金	45,983	547	1.18%	46,735	581	1.24%
資金調達勘定	196,581	14	0.00%	198,845	137	0.06%
うち貯金・定期積金	196,581	14	0.00%	198,845	137	0.06%
総資金利ざや			0.20%			0.14%

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	△40	50
うち貸出金	38	33
うち有価証券	43	27
うち預金	△122	△10
支払利息	3	123
うち貯金・定期積金	3	123
差し引き	△43	△73

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	111,373 (56.6%)	115,485 (58.2%)	4,112
定期性貯金	85,129 (43.3%)	82,751 (41.7%)	△2,378
その他の貯金	77 (0.1%)	66 (0.1%)	△11
計	196,580 (100.0%)	198,303 (100.0%)	1,723
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
合 計	196,580 (100.0%)	198,303 (100.0%)	1,723

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	84,362 (100.0%)	82,153 (100.0%)	△2,209
うち固定金利定期	84,362 (100.0%)	82,153 (100.0%)	△2,209
うち変動金利定期	- (-)	()	-

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
財形貯蓄残高	-	-	-

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付金	- (-)	- (-)	-
証書貸付金	45,282 (98.4%)	44,908 (96.0%)	△374
当座貸越	77 (0.1%)	70 (0.1%)	△7
制度資金貸付金	- (-)	- (-)	-
金融機関貸付金	622 (1.3%)	1,761 (3.7%)	1,139
割引手形	- (-)	- (-)	-
合 計	45,983 (100.0%)	46,740 (100.0%)	757

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	800 (1.7%)	788 (1.6%)	△12
林業	- (-)	- (-)	-
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	585 (1.2%)	541 (1.1%)	△44
電気・ガス・熱供給水道業	8 (0.0%)	10 (0.0%)	2
運輸・通信業	364 (0.7%)	529 (1.1%)	165
金融・保険業	1,198 (2.6%)	2,191 (4.6%)	993
卸売・小売業・サービス業・飲食業	3,158 (6.8%)	3,228 (6.7%)	70
地方公共団体	- (-)	- (-)	-
非営利法人	- (-)	- (-)	-
その他	39,776 (86.6%)	40,233 (84.6%)	457
合 計	45,894 (100.0%)	47,525 (100.0%)	1,631

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	563	459	△104
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	42,579	42,969	390
その他担保物	-	-	-
小 計	43,142	43,428	286
農業信用基金協会保証	705	876	171
その他保証	609	837	228
小 計	1,314	1,713	399
信 用	1,437	2,382	945
合 計	45,894	47,525	1,631

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	12,225 (26.6%)	13,785 (29.0%)	1,560
変動金利貸出	33,594 (73.1%)	33,739 (70.9%)	145
合 計	45,894 (100.0%)	47,525 (100.0%)	1,631

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
運転資金	1,028 (2.2%)	2,031 (4.2%)	1,003
設備資金	27,891 (60.7%)	27,460 (57.7%)	△431
生活資金	16,900 (36.8%)	17,961 (37.7%)	1,061
その他	72 (0.1%)	70 (0.1%)	△2
合 計	45,894 (100.0%)	47,525 (100.0%)	1,631

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
計	-	-	-
信用	-	-	-
合 計	-	-	-

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	-	-	-
穀作	-	-	-
野菜・園芸	52	87	35
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	38	35	△3
養鶏・養卵	2	3	1
養蚕	-	-	-
その他農業	205	217	12
農業関連団体等	-	-	-
合 計	298	343	45

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	298	343	45
農業制度資金	0	-	△0
農業近代化資金	0	-	△0
その他制度資金	-	-	-
合 計	298	343	45

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	8	47	39
その他	-	-	-
合 計	8	47	39

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	231	132	18	80	231
	令和5年度	226	126	4	95	226
危険債権	令和6年度	354	54	245	54	379
	令和5年度	312	29	224	57	312
要管理債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
小 計	令和6年度	586	187	263	135	586
	令和5年度	539	156	229	153	539
正常債権	令和6年度	46,962				
	令和5年度	45,386				
合 計	令和6年度	47,549				
	令和5年度	45,925				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	36	36	-	36	36	36	35	-	36	35
個別貸倒引当金	161	153	-	161	153	153	135	-	153	135
合 計	197	189	-	197	189	189	170	-	189	170

10 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	24	113	25	113
	金額	22,640	40,989	25,695	50,308
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	2	0	30
雑為替	件数	4	3	3	3
	金額	13,996	13,955	13,870	13,746
合 計	件数	28	116	28	116
	金額	36,988	54,139	39,565	64,084

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債窓販実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
公共債窓販実績	-	-

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国債	12,605	13,083	478
地方債	4,253	4,102	△ 151
政府保証債	399	399	-
金融債	-	-	-
社債	3,789	5,631	1,842
株式	-	-	-
受益証券	1,211	742	△ 469
その他証券	-	-	-
合 計	22,259	23,958	1,699

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
令和5年度								
国債	-	-	-	-	699	12,623	-	13,322
地方債	15	19	419	19	629	3,011	-	4,116
政府保証債	-	-	-	-	99	299	-	399
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	700	3,801	-	4,501
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	1,000	-	-	-	1,000
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度								
国債	-	-	-	-	596	12,508	-	13,105
地方債	15	219	219	19	1,929	1,690	-	4,095
政府保証債	-	-	-	-	99	299	-	399
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	595	499	1,598	3,801	-	6,494
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	600	-	-	-	-	600
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

4 有価証券の時価情報等

①売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	200	207	7	200	201	1
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	200	207	7	200	201	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合 計		200	207	7	200	201	1

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	4,936	4,694	242	1,208	1,197	11
	国債	1,688	1,594	93	299	297	2
	地方債	2,733	2,599	134	807	799	8
	政府保証債	107	99	7	100	99	1
	社債	407	400	7	-	-	-
	受益証券	-	-	-	-	-	-
	小計	4,936	4,694	242	1,208	1,197	11
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	17,077	18,446	△ 1,368	20,281	23,298	△ 3,016
	国債	10,931	11,727	△ 796	10,913	12,807	△ 1,893
	地方債	1,243	1,316	△ 73	2,882	3,095	△ 213
	政府保証債	278	299	△ 20	255	299	△ 44
	社債	3,779	4,101	△ 322	5,773	6,494	△ 721
	受益証券	844	1,000	△ 155	456	600	△ 143
	小計	17,077	18,446	△ 1,368	20,281	23,298	△ 3,016
合 計		22,014	23,140	△ 1,126	21,490	24,495	△ 3,005

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	12,031	76,070	12,120	75,295
	定期生命共済	137	1,396	133	1,320
	養老生命共済	4,812	20,688	4,217	17,329
	(うちこども共済)	2,976	9,177	2,911	8,630
	医療共済	5,484	3,360	5,384	3,104
	がん共済	1,046	199	1,022	195
	定期医療共済	154	361	143	333
	介護共済	874	2,459	983	2,931
	認知症共済	42		51	
	生活障害共済	179		165	
	特定重度疾病共済	281		285	
	年金共済	6,717	148	6,609	128
	建物更生共済	14,625	341,962	14,368	340,592
合 計		46,382	446,646	45,480	441,228

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済		5,484	27	5,384	25
			210		230
がん共済		1,046	7	1,022	7
定期医療共済		154	0	143	0
合 計		6,684	36	6,549	34
			210		230

(注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(注2) 医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		874	3,182	983	3,870
認知症共済		42	165	51	195
生活障害共済(一時金型)		107	580	99	536
生活障害共済(定期年金型)		72	93	66	83
特定重度疾病共済		281	502	285	503

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	5,030	4,078	4,877	3,891
年金開始後	1,687	1,372	1,732	1,336
合 計	6,717	5,450	6,609	5,227

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,716	25,390	24	1,662	24,918	23
自動車共済	8,239		378	8,208		384
傷害共済	828	3,071	0	863	2,882	0
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	7	26	0	7	26	0
賠償責任共済	263		0	254		0
自賠償共済	1,042		17	1,012		16
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	12,095		420	12,006		425

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	39,575	37,507
農薬	132,903	147,006
飼料	28,648	26,962
農業機械	62,315	83,216
包装資材	6,165	6,053
保温資材	28,174	27,127
その他	38,839	40,976
小 計	336,619	368,851
生活物資		
食品	160,799	156,522
生鮮食品	71,671	69,419
一般食品	89,128	87,103
衣料品	3,108	1,649
耐久消費財	137,650	100,985
日用保健雑貨	12,151	10,873
小 計	313,708	270,031
合 計	650,327	638,882

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
野菜	265,288	143,126
花き・花木	3,563	4,045
肉畜	28,520	33,918
まゆ	104	204
合 計	297,476	181,295

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販売高	販売高
米	69,367	88,158
野菜	741	113,565
合 計	70,109	201,724

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収益		
受託宅地等供給収益	37,580	71,088
合 計	37,580	71,088
費用		
受託宅地等供給費用	404	265
合 計	404	265
差 引 利 益	37,176	70,823

2 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収入		
指導雑収入	12,261	13,996
合 計	12,261	13,996
支出		
営農改善費	17,712	21,143
生活文化事業費	9,305	12,677
教育情報費	7,089	6,479
健康管理費	2,634	2,493
指導雑費	1,102	2,970
合 計	37,845	45,763
収 支 差 額	△25,584	△31,767

3 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収益		
利用収益	13,683	17,244
合 計	13,683	17,244
費用		
利用費用	213	312
合 計	213	312
差 引 利 益	13,469	16,931

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	3,294	3,299
一店舗当り貯金残高	32,559	33,050
一職員当り貸出金残高	3,173	3,277
一店舗当り貸出金残高	7,669	7,920
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	10,177	10,787
一店舗当り長期共済保有高	75,821	73,538
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	60	68
一職員当り販売品取扱高	81	100
一店舗当り購買品取扱高	133	159

(注) 一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

なお、経済事業関係の「一職員当り販売品取扱高」は、買取販売に係る販売高を含んでいます。

2 利益率

(単位：％)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.20%	0.10%	-0.10%
資本経常利益率	4.00%	2.50%	-1.50%
総資産当期純利益率	0.20%	0.10%	-0.10%
資本当期純利益率	3.30%	2.00%	-1.30%

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：％)

種 類		令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期末	23.10%	23.90%	0.80%
	期中平均	23.30%	23.50%	0.20%
貯証率	期末	11.10%	10.90%	-0.20%
	期中平均	11.30%	12.00%	0.70%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,526	14,704
うち、出資金及び資本準備金の額	925	920
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	13,694	13,882
うち、外部流出予定額（△）	81	88
うち、上記以外に該当するものの額	△10	△10
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	36	35
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	36	35
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	14,562	14,739
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	19	17
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	19	17
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	19	17
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	14,543	14,722

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,420	62,913
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,447	2,625
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	73,868	65,538
<自己資本比率>		
自己資本比率（（ハ）／（二））	19.68%	22.46%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	529	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,339	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,127	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	400	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	135,754	27,150	1,086
法人等向け	4,558	1,866	74
中小企業等向け及び個人向け	1,468	706	28
抵当権付住宅ローン	11,367	3,791	151
不動産取得等事業向け	12,533	12,201	488
三月以上延滞等	4	6	-
取立未済手形	49	9	-
信用保証協会等保証付	18,894	1,881	75
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	377	377	15
(うち出資等のエクスポージャー)	377	377	15
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	10,082	21,426	857
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー)	7,500	18,751	750
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	173	433	17
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,408	2,241	89

証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,000	2	-
（うちルックスルー方式）	1,000	2	-
（うちマンデート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	214,487	69,420	2,776
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	214,487	69,420	2,776
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	4,447		177
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	73,868		2,954

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	493	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,121	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,105	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	400	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者向け	133,601	26,920	1,075
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	6,510	2,323	92
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,164	1,177	47
（うちトラザクター向け）	800	360	144
不動産関連向け	22,422	8,477	339
（うち自己居住用不動産等向け）	1,987	468	18
（うち賃貸用不動産向け）	17,550	5,899	235
（うち事業用不動産関連向け）	2,884	2,109	84
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	308	199	7
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	16	16	-
取立未済手形	22	4	-
信用保証協会等保証付	20,961	2	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	377	377	15
共済約款貸付	-	-	-

上記以外	9,735	21,326	853
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	7,554	18,887	755
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	174	435	17
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,006	2,006	80
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	600	1	-
（うちルックスルー方式）	600	1	-
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計（簡便法）	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	214,843	60,913	2,516
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	2,625		106
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	65,538		2,621

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	2,625
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	105
B I	1,750
B I C	210

- (注)
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リス クに関す るエク スポー ジャーの 残高	うち貸出 金等	うち債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー	信用リス クに関す るエク スポー ジャーの 残高	うち貸出 金等	うち債券	延滞エク スポー ジャー
国 内		213,487	45,925	22,381	4	214,243	47,875	24,139	-
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		213,487	45,925	22,381	4	214,243	47,875	24,139	-
法 人	農業	183	2	-	-	182	1	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	459	459	-	-	645	645	-	-
	電気・ガス・熱供 給・水道業	4,013	-	4,013	-	5,710	-	5,710	-
	運輸・通信業	901	-	901	-	901	-	901	-
	金融・保険業	143,486	1,001	-	-	141,659	2,004	299	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	1,105	1,090	-	-	1,001	986	-	-
	日本国政府・地方公 共団体	17,466	-	17,466	-	17,227	-	17,227	-
	上記以外	503	503	-	-	496	496	-	-
	個 人	42,868	42,868	-	-	43,741	43,741	-	-
そ の 他		2,498	-	-	-	2,676	-	-	-
業種別残高計		213,487	45,925	22,381	-	214,243	47,875	24,139	-
1 年以下		133,042	289	-		132,042	445	-	
1 年超 3 年以下		778	778	-		1,149	949	200	
3 年超 5 年以下		1,889	1,487	401		2,282	1,485	796	
5 年超 7 年以下		2,313	2,313	-		2,706	2,204	500	
7 年超 1 0 年以下		6,292	4,187	2,104		9,358	5,153	4,205	
1 0 年超		56,605	36,730	19,875		55,837	37,402	18,434	
期限の定めのないもの		12,565	138	-		10,867	235	-	
残存期間別残高計		213,487	45,925	22,381		214,243	47,875	24,139	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、
 「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	36	36	-	36	36	36	35	-	36	35
個別貸倒引当金	161	153	-	161	153	153	135	-	153	135

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	161	153	-	161	153		153	135	-	153	135	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	161	153	-	161	153		153	135	-	153	135	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	88	95	-	88	95	-	95	80	-	95	80
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	72	57	-	72	57	-	57	54	-	57	54	-
業種別計	181	153	-	181	153	-	153	135	-	153	135	-

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目			令和6年度						リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加 重平均値 (%)	
			オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額		
			A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))	
	現金	0	493		493		0		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	13,121		13,121		0		
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150							
	国際決済銀行等向け	0							
	我が国の地方公共団体向け	0	4,106		4,106		0		
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150							
	国際開発銀行向け	0～150							
	地方公共団体金融機構向け	10～20							
	我が国の政府関係機関向け	10～20	400		400		0		
	地方三公社向け	20							
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	133,601		133,601		26,920		
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150							
	カバード・ボンド向け	10～100							
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	6,510		6,510		2,323		
	（うち特定貸付債権向け）	20～150							
	中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,097	187	1,564	66	1,177		
	（うちトランザクター向け）	45		8					
	不動産関連向け	20～150	22,163	648	21,986	259	8,477		
	（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,941	116	1,929	46	468		
	（うち賃貸用不動産向け）	30～150	17,339	528	17,184	211	5,899		
	（うち事業用不動産関連向け）	70～150	2,882	4	2,872	1	2,109		
	（うちその他不動産関連向け）	60							
	（うちADC向け）	100～150							
	劣後債権及びその他資本性証券等	150							
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	173		173		199		
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	16		16		16		
	取立未済手形	20	22		22		4		
	信用保証協会等による保証付	0～10	20,961		20,862		2,086		

株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10					
共済約款貸付	0	0		0		0
株式等	250～400	377		377		377
上記以外	100～1250	9,735		9,735		21,328
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250					
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400					
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,554		7,554		18,887
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	174		174		435
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250					
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150					
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	2,006		2,006		2,006
証券化	-					
（うちSTC要件適用分）	-					
（うち短期STC要件適用分）	-					
（うち不良債権証券化適用分）	-					
（うちSTC・不良債権証券化要件適用分）	-					
再証券化	-					
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	600		600		1
未決済取引	-					
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-					
合計（信用リスク・アセットの額）	-					

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
令和6年度 (単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）															
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計									
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,121					0	13,121									
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計								
我が国の地方公共団体向け	4,106						0	4,016								
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
地方公共団体金融機関向け																
我が国の政府関係機関向け	400						0	400								
地方三公社向け																
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計								
国際開発銀行向け																
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	131,596	2,004						0	133,601							
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計							
カバード・ボンド向け																
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計						
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	3,106	3,403								6,510						
（うち特定貸付債権向け）																
	100%	150%	250%	400%	その他	合計										
劣後債権及びその他資本性証券等株式等				377		0	377									
	45%	75%	100%	その他	合計											
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	201	449	980	1,631											
（うちトランザクター向け）	0			0	0											
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	1,311	32	13		0	1,052	47			53	62	454	1,975			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	14,938	1,298	182	78	432		31	9	89	316	18	17,395				
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	2,416	428	28			0	2,874									
	60%	その他	合計													
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																
	100%	150%	その他	合計												
不動産関連向け うちADC向け																
	50%	100%	150%	その他	合計											
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		122	51	0	173											
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		16		0	16											
	0%	10%	20%	100%	その他	合計										
現金	493				0	493										
取立未済手形			22		0	22										
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	20,860			1,504	20,862										
共済約款貸付	0				0	0										

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	19,244	19,244
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	18,813	18,813
	リスク・ウェイト20%	1,403	136,814	138,217
	リスク・ウェイト35%	-	10,353	10,353
	リスク・ウェイト50%	3,110	502	3,613
	リスク・ウェイト75%	-	579	579
	リスク・ウェイト100%	-	14,988	14,988
	リスク・ウェイト150%	-	4	4
	リスク・ウェイト250%	-	7,673	7,673
	その他	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-
計		4,513	208,973	213,487

- (注)
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	194,572	11	40	193,791
40%～70%	7,335	18	27	7,329
75%	261	115	36	295
80%				
85%	205	129	40	257
90%～100%	1,019	27	40	1,025
105%～130%	114	9	40	118
150%	158	523	40	367
250%	377			377
400%				
1250%				
その他	557	1,343	10	0
合計	204,046	835	39	203,564

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポーチャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポーチャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポーチャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポーチャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポーチャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	400
地方三公社向け	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-
法人等向け	-	-
中小企業等向け及び個人向け	4	608
抵当権付住宅ローン	1	845
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	57
合 計	7	1,913

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	400,745
地方三公社向け	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,121	713,454
自己居住用不動産等向け	-	591,269
賃貸用不動産向け	-	18,194
事業用不動産関連向け	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合 計	8,121	1,723

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 CVAリスクに関する事項

- ・CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ・CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8 マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、自己資本比率算出要領によりオペレーショナル・リスクを管理しています。
- ・BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門はありません。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

10 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する経営会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び経営会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、②系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	7,878	7,878	7,932	7,932
合計	7,878	7,878	7,932	7,932

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

1.1 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,000	600
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

12 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、経営会議のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、金利上昇に伴う有価証券の評価減、貯金の減少によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,365	2,191	53	64
2	下方パラレルシフト	-	-	6	-
3	スティープ化	2,541	2,234		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	363	228		
7	最大値	2,541	2,234	53	64
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	14,543		14,722	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	70,330	5,828

(注1) 対象役員は、理事23名、監事5名です。（期中に退任した者を含む。）

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和6年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員数	3,060	3,000	△60
個人	3,051	2,990	△61
法人	9	10	1
准組合員数	12,662	12,736	74
個人	12,656	12,729	73
法人	6	7	1
合 計	15,722	15,736	14

2 組合員組織の状況

(令和7年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
青 壮 年 部	89 人
女 性 部	149 人
野 菜 部 会	149 人
植 木 部 会	26 人
酪 農 部 会	11 人
畜 産 部 会	7 人
花 卉 部 会	8 人
き の こ 部 会	12 人
資 産 管 理 部 会	369 人
農 業 所 得 申 告 部 会	735 人
酪 農 ヘ ル パ ー 利 用 組 合	11 人
パ ッ シ ョ ン フ ル ー ツ 生 産 部 会	16 人
植 木 市 運 営 協 議 会	21 人
都 市 農 政 推 進 協 議 会	28 人
年 金 友 の 会	7066 人
JA 八 王 子 ゴ ル フ 会	256 人

当JAの組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

(令和7年3月31日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	田中 和敏	常勤	理事	設樂 聖一	非常勤
代表理事副組合長	山崎 研二	常勤	理事	中西 重男	非常勤
常務理事	篠崎 敏男	常勤	理事	北原 良昌	非常勤
常務理事	秋山 吉治	常勤	理事	岡田 武雄	非常勤
理事	小泉 渉	非常勤	理事	高麗 茂樹	非常勤
理事	数馬 武治	非常勤	理事	嶋崎 美成	非常勤
理事	山本 昌宏	非常勤	理事	田倉 義彦	非常勤
理事	清水 清次	非常勤	理事	岡元 和枝	非常勤
理事	八木下 初枝	非常勤	理事	塚本 浩史	非常勤
理事	羽生沢 良江	非常勤	代表監事	瀬沼 茂	非常勤
理事	田野倉 誠	非常勤	常勤監事	荒野 正人	常勤
理事	高鳥 光俊	非常勤	監事	秋田 和美	非常勤
理事	峰尾 高枝	非常勤	監事	岸 優	非常勤
理事	平 隆	非常勤	監事	臼井 久佳	非常勤

4 役員数【記載任意】

項 目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
理事	19	4	23	19	4	23
監事	4	1	5	4	1	5

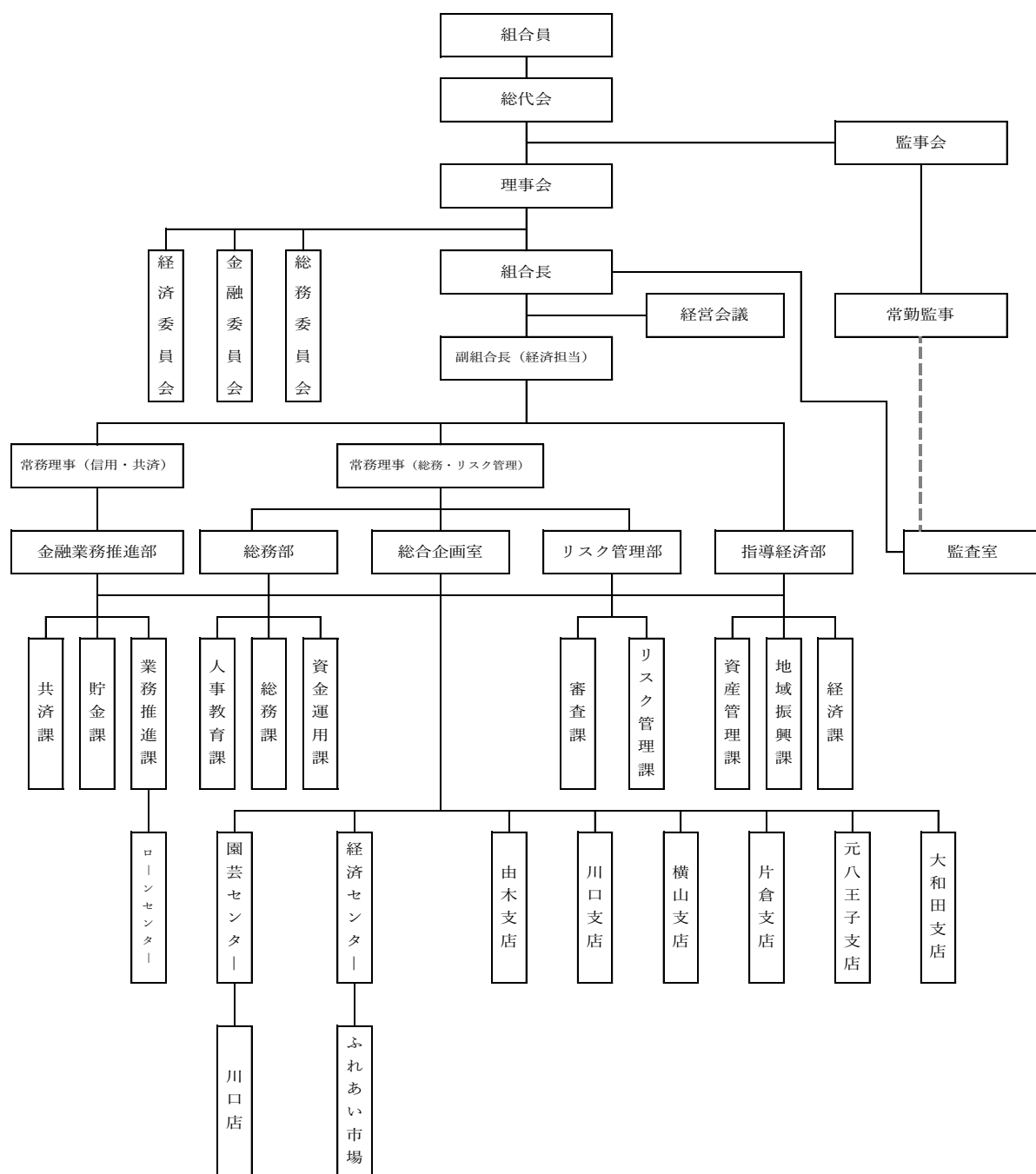
5 職員

(単位：人)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	92	71	163	98	71	169
営農指導員	11	2	13	10	2	12
合 計	103	73	176	108	73	181

6 組織機構図

(令和7年3月31日 現在)



7 地区一覧

(令和7年3月31日 現在)

八王子市全域

8 沿革・歩み

昭和23年	3月	八王子市由木農協を設立。
	4月	横山農協を設立。
	5月	八王子農協を設立。
	5月	川口農協を設立。
	5月	浅川農協を設立。
	6月	八王子市加住農協を設立。
昭和61年	4月	市内6農協が合併し、八王子市農協を設立。
	9月	由井支店にATMを設置し、全店舗ATM設置を完了。
昭和63年	3月	八王子支店を大和田支店に、由井支店を片倉支店に名称変更を行う。
	3月	片倉支店を新築し移転。
平成 元年	3月	大塚支店を開設。
	4月	園芸センター（直販施設）落成。
平成 2年	5月	檜原支店を新築し移転。
	3年	2月 サンデーバンキングを開始。
	3月	貯金残高1,000億円を突破。
4年	4月	農協の愛称を「JA」とし、八王子市農協を「JA八王子」とする。
	8月	長期共済保有高4,000億円突破。
5年	1月	第3次オンラインシステム稼動。
7年	1月	葬祭事業の業務提携開始。
	7月	農機具センターオープン。
	7月	店頭精米所オープン。
8年	4月	タヤケ小やけ文化農園内に農産物直売所を開設。
9年	10月	長期共済保有契約5,000億円達成。
10年	7月	元八王子支店 新築オープン。
10年	8月	大塚支店を新築し移転。
11年	6月	介護福祉施設デイサービスセンター「茜の里」オープン。
13年	12月	農産物直売施設「ふれあい市場」オープン。
16年	12月	大和田支店 新築オープン。
19年	3月	左入支店を加住支店に統合。
19年	5月	横山支店と梶田支店を統合し、横山支店を梶田町に新築し移転。
25年	3月	檜原支店を川口支店に統合。
	3月	大塚支店を由木支店に統合。
28年	4月	八王子市農業協同組合となり30周年を迎える。
30年	12月	デイサービスセンター茜の里事業終了。
令和 元年	9月	経済センター梶田店を経済センターに統合。
令和 2年	9月	経済センター加住店を経済センターに統合。
令和 3年	3月	タヤケ小やけふれあいの里直売所営業終了。
令和 4年	9月	経済センター元八王子店を経済センター川口店に統合。
令和 5年	2月	加住支店を大和田支店に統合。
	2月	恩美支店を元八王子支店に統合。
	2月	浅川支店を横山支店に統合。
令和 7年	3月	経済センター由木店を経済センターに統合。
	3月	由木支店を新築（建替え）。

9 店舗一覧

(令和7年3月31日 現在)

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号	ATM 設置台数
本店	193-0942	八王子市櫛田町585-8	042-666-6511	
川 情報センター	193-0942	八王子市櫛田町585-8	042-666-6511	
大和田支店	192-0045	八王子市大和田町5-15-3	042-642-8171	1
元八王子支店	193-0822	八王子市式分方町785	042-625-1235	1
片倉支店	192-0914	八王子市片倉町444-1	042-635-5051	1
横山支店	193-0942	八王子市櫛田町585-8	042-661-1340	1
川口支店	193-0801	八王子市川口町908	042-654-4055	2
由木支店	192-0372	八王子市下柚木513	042-676-8221	1
経済センター・ふれあい市場	192-0045	八王子市大和田町5-15-3	042-642-3885	
園芸センター	193-0802	八王子市犬目町478-2	042-626-0431	
経済センター川口店	193-0801	八王子市川口町908	042-654-2411	

店舗外ATM設置台数 3 台

名称	住 所
恩美キャッシュコーナー	八王子市西寺方町508-1
加住キャッシュコーナー	八王子市加住町1-260-4
浅川キャッシュコーナー	八王子市高尾町1573

10 特定信用事業代理業者の状況

(令和7年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

用語解説

用語	解説
ALM	資産負債の総合管理を意味し、主に金融機関において活用されている資産負債のリスク管理方法のこと。
OIS	固定金利と変動金利の翌日物レートを等価のキャッシュフロー交換する取引「Overnight Index Swap」の略。短期金利の指標のひとつ
キャッシュ・フロー	現金の収入と支出。一定期間に企業に出入りする資金の量。
3Q訪問活動	J A 共済の取り組み。J A 共済をご利用いただいている組合員・利用者のお宅にお伺い「ご契約内容の確認・保障点検」「請求漏れがないかの確認」「感謝」を伝える活動。
TAC	地域農業の担い手に出向く活動を強化するために「担い手に出向くJ A 担当者」の愛称。 ※T（とことん）A（あって）C（コミュニケーション）トータル・アグリカルチャー・コンサルタント
トレーディング	株式などの証券取引を行うこと。
ポートフォリオ	自らの資産を複数の金融商品に分散投資すること。また、その投資した組み合わせを指すことが多い。
マネー・ローンダリング	不正取引で得た資金や企業の隠し資金を、金融機関との取引や口座間を移動させることによって資金の出所や流れを分からなくすること。
リスクフリーレート	リスクのない（元本の保証された）投資商品における利回りのこと。
リスクヘッジ	リスクを回避したり、低減すること。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	101
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	100
3 事務所の名称及び所在地	103
4 特定信用事業代理業者に関する事項	103
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	16～21
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	6～7
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	55
②経常利益又は経常損失	55
③当期剰余金又は当期損失金	55
④出資金及び出資口数	55
⑤純資産額	55
⑥総資産額	55
⑦貯金等残高	55
⑧貸出金残高	55
⑨有価証券残高	55
⑩単体自己資本比率	55
⑪剰余金の配当の金額	55
⑫職員数	55
8 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	56～57
②貯金に関する指標	58
③貸出金等に関する指標	59～63
④有価証券に関する指標	65～68
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	12～13
10 法令遵守の体制	13
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10～11
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	25～28 51
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	62
②危険債権	62
③三月以上延滞債権	62
④貸出条件緩和債権	62
⑤正常債権	62
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	62
16 自己資本の充実の状況	74～97
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	65～67
②金銭の信託	68
③デリバティブ取引	68
④金融等デリバティブ取引	68
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	68
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
19 貸出金償却の額	63
20 会計監査人の監査を受けている旨	54